

令和8年度愛媛県台湾販路拡大支援事業委託業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、令和8年度愛媛県台湾販路拡大支援事業委託業務の公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

1 事業の目的

台湾の現地商社をはじめとする関係事業者と連携し、愛媛県産品の効果的な営業活動及びプロモーション活動を実施することにより、県内事業者の販路開拓及び販路拡大を支援する。

2 業務の概要

- (1) 内 容：別紙令和8年度愛媛県台湾販路拡大支援事業委託業務仕様書のとおり
- (2) 期 間：契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 上限額：1,200千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 企画提案の参加資格・条件

本企画提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）は以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立て及び会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）のいずれにも該当しないこと。
- (4) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 「すご味」データベース掲載事業者等の販路開拓・販路拡大につながる事業を行う能力を有すること

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

内容	日付	対応様式	提出方法
企画提案募集開始	5月11日（月）	—	—
参加表明書提出期限	5月25日（月）	様式1	メール
質問書提出期限	5月25日（月）	様式2	メール
企画提案書提出期限	6月12日（金）	様式4	メール
参加辞退届提出期限	6月12日（金）	様式3	メール

※審査・結果通知（予定）	6月下旬	—	—
--------------	------	---	---

※上記スケジュールを変更する場合には、提案者に対して連絡を行う（※を除く。）

※各日において、受付時間は月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで（ただし日本時間）とする。

5 応募書類

すべての書類は、電子メールにより提出すること。また、送信後、電話にて着信確認を行うこと。提出期限内に受信確認できない書類については、受理しない。

(1) 参加表明書の提出

提出期限 令和8年5月25日(月) 午後5時まで

○参加表明書（様式1）

- ・様式1に記載する方法に従い、電子メールにより提出すること。
- ・件名を「(台湾販路) 企画提案募集参加申込（業者名）」としたうえで、次のメールアドレスへ提出すること。

E-mail : ehime-sales@pref. ehime. lg. jp

※メールで送信した旨、営業本部まで電話連絡（089-912-2556）すること。

○付属書類（様式任意。既存のパンフレット等可）

- ・会社概要及び事業内容等が分かるもの。

※参加表明書提出後に参加を取り下げの場合は、令和8年6月12日(金)午後5時までに参加辞退届（様式3）を電子メールにより提出すること。

(2) 質問書について

提出期限 令和8年5月25日(月) 午後5時まで

質問書（様式2）を電子メール（件名「(台湾販路) 企画提案募集に関する質問」）により提出すること。

- ・電話や口頭、受付期間以外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に、電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 令和8年6月12日(金) 午後5時まで

以下の書類を電子メール「件名（台湾販路）企画提案書」により提出すること。

①企画提案書（様式4）

- ・様式1に記載する方法に従い、電子メールにより提出すること。
- ・件名を「(台湾販路) 企画提案募集参加申込（業者名）」としたうえで、次のメールアドレスへ提出すること。

E-mail : ehime-sales@pref. ehime. lg. jp

※メールで送信した旨、営業本部まで電話連絡（089-912-2556）すること。

②企画書（様式任意）

- ・形式：原則1ファイルにまとめること。
A4判、長編左綴じで両面印刷可能な形式とする。
表紙には宛名、標題、提出年月日、会社名を記載すること。
図表等A3判の印刷でなければ明瞭に印刷できないページは、別ファイルにし、ページが分かるようにファイル名に明記すること。

- ・内容：以下の内容を必ず記載すること。

①本年度事業の全体構成

- ・業務仕様書の「4 業務の内容」に基づき、具体的かつ効果的な施策を記載すること。
- ・各施策の目的及びターゲットを明記すること。
- ・仕様書に盛り込まれていない内容であっても、「2 業務の目的」を踏まえ、事業者の創意工夫により、新たなビジネス機会の提供に繋がる自主企画についての提案も可とする。

②業務の企画

- ・①の詳細について、業務の内容、時期、量等を記載すること。
- ・提案者のノウハウや強みがどのように生かされているか等のPRポイントを明記すること。

③業務実施体制

④スケジュール

③経費見積書（様式任意）

- ・見積りに係る経費内訳を記載すること。
- ・業務ごとの経費が分かるよう明記すること。

(4) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(5) 提出先

愛媛県 愛のくに えひめ営業本部

すご味グループ 担当：藤井

E-mail：ehime-sales@pref.ehime.lg.jp

(6) 留意事項

- ・企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・企画提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- ・契約書の言語は日本語とし、通貨は日本円を使用する。
- ・国内外における不慮の社会情勢等の理由により、スケジュール等を変更する場合があります。

6 企画提案書の採否

- (1) 企画提案書の採否については、公募型プロポーザル選考委員会における書面審査を経て、文書で提案者に通知する。
- (2) 審査内容については公表しない。また、審査結果についても異議申し立ては認めない。
- (3) 提案者が1者のみの場合においても、総合的に評価して事業実施者（予定）としての適否を判断する。

7 欠格事項

提案者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・同一の提案者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

8 契約の方法

(1) 契約の締結

契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに採用するものではなく、必要に応じ、契約候補者と提案内容に沿って協議・調整を行い、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更した上で、契約用の仕様書を作成する。県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から契約用の仕様書に基づいた見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内で、委託契約を締結する。

なお、契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、次点の提案者として評価した者を契約候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則の規定に準じること。

9 問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2

愛媛県 愛のくに えひめ営業本部

すぐ味グループ 担当：藤井

T E L : 089-912-2556

E-mail : ehime-sales@pref.ehime.lg.jp